
Experimental Research on Just World Theory:
Problems, Developments, and Future Challenges

Psychological Bulletin,131,128-167

Rep:脇本竜太郎¹

■公正世界理論(Just World Theory)

被害者に対する否定的反応が正義に対する関心から生じることを指摘

- ① 人はこの世界が公正なものであると信じる欲求(need to believe in just world;以下BJW欲求²)を持っている
- ② 非のない被害者の存在は, BJW 欲求への脅威となる
- ③ そのような脅威に直面すると信念維持反応が生じる
 - ☆被害者の苦痛に対して何らかの埋め合わせができると感じている場合
→共感に基づく反応
 - ★被害者の苦痛が続くことが予期される場合(自分が解決できない場合)
→被害者の非難

*Lerner & Simons (1966)が最初の研究

- ・初期の公正世界理論関連研究のレビュー→Lerner & Miller (1978), Lerner (1980)

■本論文の目的

- ・1980年代以降の, 公正世界理論に関わる実験的研究の概観と批判的検討
- ・1980年代以降の研究の特徴
 - 研究が系統だっておらず, 理論の改善, 発展を企図しておらず, 初期の仮説を複数の被害者集団に適用する以上のことをしていない。また, 理論の複数の基本的側面を見過ごしている。
 - 上記のような批判は可能だが, 複数の研究は将来の興味深い研究の方向を示している
 - 将来の発展は元の理論の十分な理解や近年の研究を基礎にすることだけでなく, 理論のあいまいさに注意を払い, 他の社会正義の理論との関連を考えることにかかっている

■本論文の構成

- ・公正世界理論研究の概説(基本的概念, 実験パラダイム)と1980年代以降の研究の特徴の概観
- ・過去20~25年間の研究の問題の指摘
- ・1980年代以降の研究の中で起こった重要な発展
- ・将来の課題

Two Conceptualization of the Belief in a Just World(p129)

- ・Furnham (2003)等: 公正世界信念(belief in a just world;BJW)を意識的に支持(endorsed)された個人

¹ 安田女子大学文学部 自分用に適当に作ったレジюмеですので, 端折っている部分やざっくりまとめた部分が結構あります。原文の確認をお勧めします。

² ややこしいのですが, BJW 欲求と, BJW は別概念なのでご注意ください(後に詳しい説明が出てきます)。

差変数として捉える

•元々の Lerner の概念化“a useful metaphor rather than a psychological construct”

-人は様々な理由で一般的な正義の動機を発達させる

-公正な世界を信じる必要があるのは、個人的契約(personal contract)を維持するため

幼児期の満足の遅延とその報酬の連合関係(我慢すればするほどより大きな満足をえるためのふさわしさ(deservingnes が手に入る)に端を発する(p130)

-個人差尺度で BJW を意識的に支持していない場合でも、誰しも BJW 欲求を持っており、そのためその信念を守っているかのように行動する

(自己報告式測度に必ずしも反映されない)

•研究タイプによる関心の違い

— 相関研究は、個人差変数としての BJW そのものへの興味を反映

— 実験研究は根底にある BJW 欲求の動機的影響の検証に関心

→Lerner 自身は、公正世界理論の動機的前提に関する検証に実験が最善と考えている。

The Experimental Paradigm

■操作の 3 つのカテゴリ

(a) 特定の出来事の提示 + 出来事が BJW への欲求に与える脅威を増加・減少させる変数を操作(BJW 欲求への脅威の操作)

e.g. 被害者の無実の程度, 被害者の道徳的性格, 無実の被害者が苦しみつづけるか

(b) 特定の出来事の提示 + 脅威に直面したときの複数の BJW 維持方略のコスト・有効性を操作(方略の適切性の操作)

e.g. 被害者への埋め合わせの機会があるか否か

(c) 正義ということに関してはあいまいな刺激の価や強度の操作

→BJW 関連のスキーマを、あいまいな状況(正義への明確な脅威がない状況)にも適用する、というロジック

•(a)と(b)を組み合わせて使用している研究もある

•(a)と(b)が影響する理由は異なる

- (a)は条件間で BJW を守る欲求が喚起される程度に違い

- (b)は条件間でどの BJW を守る方略が最も適切かという点に違い

•これら操作の効果は、しばしば個人差変数との組み合わせで検証される。

■調節変数としての BJW の個人差

•個人差を用いるロジック

不正義は、BJW を弱く保持しているものより、強く保持しているものにとって大きな矛盾を提示する

→後者は不正義により強く脅かされ、そのような脅威に対処する方略の使用に強く動機付けられる・・・

実験操作と個人差変数の交互作用が予測される

Overview of Experiments

■Table1 に 66 の研究を整理。

・Table1に収録した基準についての複数の説明

- ① 少なくとも1つのBJW関連の操作を含んでいる。
- ② 複数の研究は公正世界理論の検証を目的としたものではないが、当該理論からの予測を含んでいるため採録(時には対立仮説として)
- ③ 複数の研究は基本的公正世界プロセスより個人差変数としてのBJWに着目しているが、2つの理由により採録
 - (a) 操作と個人差変数の交互作用を基本的な公正世界の現象と解釈する研究者もいると考えられるため
 - (b) 個人差変数を含む研究を、公正世界プロセスに主たる関心があるものと個人差変数そのものに関心があるものに区別することが必ずしも容易ではないため
- ④ 公正世界信念のパラダイムを用いていると思われる研究でも、理論から導かれる仮説を検証していないもの、予測を導いていないものはTable1には含めていない(本文中では必要があれば言及)
- ⑤ Primary Stimulus→被験者の反応が向けられた実験状況
Primary Dependent variables→最も明白に公正世界理論に関連する従属変数(著者が事前に予測していないものを含む)
- ⑥ 使用したデータベース:PsycINFO, ERIC, Sociological Abstracts, MEDLINE を“just world”で検索。Web of science では, Lerner (1980), Lerner & Miller (1978), Lerner & Simmons (1978) の最低1つを引用している文献を検索。また、当該領域の研究者に印刷中の文献がないか問い合わせ。
→英語、ドイツ語の文献は含めたが、日本の論文は除外(著者2人が日本語を理解できず、英語版もないため)

■研究の全体的特徴

- ・ほとんどの研究が第3者たる観察者の他者の状況への反応を扱っており(以前の研究と同様)、自分自身の運命への反応を含んでいるものは少ない
- ・不正により利益を得た者に対する反応はいくぶん見過ごされており、大多数の研究が被害者への反応についてのものである。
- ・特定のタイプの被害者に注目する傾向があり、特に目立つのは性犯罪の被害者と病気(特にHIV, AIDS)の被害者である
- ・最もよく使われている従属変数は、ターゲットに対する非難およびその人の運命に対する責任の査定、ターゲットの性格の評価
→興味深いことに、被害者への補償や援助といった、初期の研究・理論で重要な役割を担っていた信念維持方略は、1980年以降あまり注目されていない。
- ・多くの著者が公正世界理論に従って主効果の予測を立てるが、個人差変数との一次、さらには他の操作も含めた二次の交互作用を予測する者も多い
- ・個人差としてのBJWを測定している研究は多い
- ・ほとんどの研究が基本的な理論的問題を検証するためでなく、既存の公正世界理論の知識を異なる種類のターゲットに応用するために計画されている。

Problems With the Post-1980 Experimental Research(p135)

- ある特定の理論を応用, 改善, 拡張しようとするいかなる試みも, 元の提唱者, 支持者, 批判者の行った概念化通りに, 理論そのものを確かに理解することからはじめるべき
- ・しかし, 1980 年以降の研究の多くは一見皮相的で, 時に不正確な理解に基づいており, 不十分な方法を用いている。
- ・以下, 4 つの問題を指摘する

Coherence of the Research

- 研究が系統だっていない(unsystematic)。

- 原因 1: 公正世界信念が, 本命の予測ではない(他の理論から導かれた仮説に対する代替仮説として扱われている)

- それ自体は公正世界信念の魅力を示す側面もあるが, 皮相的な扱いをされているとも取れる
- 検証可能なほかの仮説を見過ごしてしまう事態を導く
- 公正世界理論に主たる関心がある研究でも, 時に関連する重要な変数や潜在的な仮説を看過している

- 原因 2: 概念的変数を操作する方法が無数にある

- ・BJW 欲求への脅威の操作(p130 の a): 不正義な出来事の有無, 不正義の程度や持続度, 不正義の顕現性, 不正義の被害者の行動的責任, ターゲットの社会的地位, 加害者への処罰
- ・方略の適切性の操作(p130 の b): 被害者非難の手がかり, 被害者の性格評価の低下についての手がかり
- 刺激の価・強度の操作(p130 の c): ターゲットの性格, ターゲットの行動, ターゲットに生じる結果の強度
- *特定の操作内で方法が多様であることは, 概念的追試を可能にするという点では肯定的
- *しかし, 系統的な使用がなされていない点は問題
- 類似の操作を使って先行研究を踏まえようということが為されない
- なぜ操作がそのように機能しうるのか, という点についての理論的説明が不足している

- 原因 3: 似たような操作が別々の実験で, 異なる独立変数を代表するために用いられている

e.g. 病気の被害者が, その病気を引き起こすような行動をしたか否かの操作(Triplet & Sugarman, 1987)

< 脅威の操作として捉えた場合 >

- ・ 病気を引き起こすような行動をしている→被害者は病気に **deserved** である
- BJW への脅威とはならない→被害者非難は生じない

< 方略の適切性の操作として捉えた場合 >

- ・ 病気を引き起こすような行動をしている→本人に責任がある
- 被害者非難が生じる

*その他 AIDS や性犯罪被害についての操作でも同様の交絡が生じうる

Nature of the Stimuli

■公正世界仮説の検証に使用される刺激には、2つの主要な問題が存在・・・刺激の影響力を考慮していない点といくぶんあいまいな状況で知覚された不正の存在を想定している点

■刺激の影響力

-Table1の研究のいくつかで使用された刺激は、影響力が弱い

e.g.それが現実である、という印象を与えようともせず、短い文章で被害者を提示

→被験者は自身との世界との関連を見出さず、それゆえBJW欲求も脅かされない

*他にも、苦痛が続くか否かが不明確、被害が小さいなどの場合、影響力が弱い

-近年のLernerによるDual Processからの議論(Lerner 2003等)

-感情的な影響の弱い刺激は、BJW欲求をほとんど脅かさない

→十分な資源と時間がある場合、社会規範を反映した意図的な反応や、より理論的思考に基づく反応が生じる

-感情的に影響の強い刺激はより自動的で全意識的なBJWへの欲求をプライム

→正義の感覚を修復あるいは維持する反応を動機付ける

*BJW欲求への脅威に対する反応を検討したい研究者は、影響力の強い手続きを用いる必要がある

■不正の存在

-上記の刺激の影響力の重要性については議論もあるだろうが、研究者の間で、刺激がBJW欲求を脅かすにはそれに不正の要素が含まれていないという点には少なくとも合意があるのは明らか。

...しかしながら、不正の要素は常に明白に存在するわけではない

e.g.被害者がBJW欲求への脅威となるには、その人物が被害に“undeserving”でなければならない

→しかし、この点に対する情報が少なかったり、与えられた情報が明確にそのことを示していなかったりする研究が散見される。

Operationalization of Independent Variables

■第3の問題は、複数の研究の操作で明らかに交絡が生じていること

e.g.1.先述のTriplet & Sugarman (1987):

-病気の種類でその深刻さを操作(AIDS,性器ヘルペス,肝炎,レジオネラ菌感染症)

→深刻さだけでなく、原因が交絡している

...状況の不正義の度合いを操作しているのか、方略としての被害者非難の適切性を操作しているのかわからない

e.g.2. Gilmartin-Zena (1983):性犯罪被害者の社会的地位を操作して被害者非難を測定

→予測(地位の高い被害者がより非難される)を支持する結果得られず、公正世界理論が支持されないと結論

→高社会的地位と低社会的地位では婚姻状態、被害者と加害者の関係、抵抗の度合いなど、帰属に影響を及ぼすさまざまな変数に関して交絡

Hypotheses

■公正世界理論に基づいたらしい仮説は、必ずしも概念的に健全ではない。

e.g. Kristiansen & Giulietti (1990)

DV 被害者の脅威度を被害者が加害者を挑発したか否かで操作

→(予測)挑発しなかった被害者(高脅威)が責められる・・・実際には、挑発しなかった被害者のほうが責められなかった...公正世界理論不支持という結論

←条件設定に問題あり。このケースで公正世界理論を検証するなら、高脅威被害者の苦悩が続く条件と続かない条件の比較を行うべき(Lerner & Simmons, 1966 と同様に)

e.g. Lodewijckx (2001)も同様の結果を報告(ただし、こちらは公正世界信念を支持するものとして報告)

→これら 2 つの研究では、被験者は論理的で非防衛的な原因帰属の原理に基づいて反応(被害者が挑発したのだから被害者にも責任がある)

*公正世界理論を支持するとされている結果で、論理的帰属原理からも解釈可能なものは Anderson(1992), Hammock & Richardson(1993)を参照

Individual Differences in a Belief in a Just World

■公正世界理論を応用、改善、拡張しようという研究では、その心的過程のより詳細な理解のために、BJW の個人差尺度を頻繁に利用(交互作用を検討)

→しかし、もともとの BJW 欲求の動機的概念化と個人差としての BJW の関係が単純なものであると想定できる根拠は少ない

→ここでは、尺度の心理測定的問題をまず述べ、その上でより深い問題について説明

■Psychometric issues

-Table 1 に収録されている研究は Rubin & Peplau (1975)の尺度を使用

...表面的妥当性はあるものの、信頼性が低い、因子が多元的である、さらにその構造が不安定であるといった問題の指摘が存在

-新しい尺度も開発されている。それらは上記尺度同様の表面的妥当性を持っているが、概して項目が少なく、領域非固有のものに限定。一方、多元的あるいは領域固有の尺度は 1980 年以降の研究で走られていない。

-新しい尺度は Rubin & Peplau のものより心理測定的に健全ではあるものの、まだ測定上の問題を抱えている

→社会的望ましさの問題、ワーディングが一方向であることによる黙従(acquiescence)バイアス、不公正世界信念が存在する可能性(逆転項目が別概念を測定→実際、関係は直行もしくは非一貫)

*測定上の問題だけでなく、より広い概念的な問題が実験研究の解釈の混乱を招いている。

■Conceptual issues: The belief in a just world versus the need to belief in a just world

-公正世界理論が検討の対象とする行動は、「BJW 欲求」によって生じるものである、「BJW そのもの」で生じるものではない...2 つは強く関連するが、異なる概念。

-BJW そのものは、それへの欲求以外の要因から影響を受ける

...正義・不正についての経験や知識、BJW 欲求への脅威への対処の成功経験

-両者が別概念で完全に対応しないことを考えれば、BJW の個人差と公正世界理論から予測される反

応の間には、希薄化された関係しか存在しない

Schmitt(1998):BJW への欲求の個人差は自分の生活の中での正義の重要さや正義・不正への感受性によってよりよく捉えられる

•Conceptual issues: Implicit beliefs and motives

-人は BJW への欲求およびその欲求から生じる BJW そのものに、常に気づいているわけではない

Lerner (1998):BJW は意識的に強く保持されるわけではない

→個人差尺度の得点が低いほうに歪むという結果はこれを支持

→公正世界理論からは、人はそれでも不正に対して道徳的・反道徳的なやり方で反応すると予測

-Lerner は BJW を潜在的なものと繰り返し主張。また、BJW への欲求もしばしば潜在的 (Sorrentino,1996)

...BJW, BJW への欲求は顕在的な方法による測定に反映されにくい

-Dalbert(2001):潜在と顕在, 2つのバージョンの正義への動機付けが存在する, と提案

-潜在/顕在的動機が異なる行動を予測

...相関研究での社会的刺激に対する反応との関係の一貫性と, 実験研究で必ずしも支持が得られないという知見の差異を説明できるかもしれない

...潜在→感情を帯びた判断, 動機への影響の強い状況で生じる

顕在→より冷静で認知的な判断, 動機への影響の弱い状況で生じる

-「信念」という言葉がよくない。自己報告で測定できるもの, という示唆を与えてしまい, 感情的, 動機的成分をあまり含まない印象を与えてしまう

Important Developments(p143)

•1980年代以降の研究によってもたらされた研究の発展について紹介

The Function of Belief in a Just World

■近年の研究では, BJW の機能が関心を集めている。

■社会のふさわしさ(deservingness)のルールに従って長期的目標に投資することを可能にする機能 (Hafer, 2000a,b)

→長期的目標に焦点化し, 社会的に受容される方法でそれを達成しようとするとき BJW を信じる必要性が高まる

➤Hafer (2000b Study1,2)

•長期的目標に関心の強い者が, 弱い者よりも無実の被害者を強く非難

•社会的に受容される方法を使用する動機付けが弱い者は, 低い者よりも被害者非難の程度が弱い (要確認)

➤Hafer (2002c, Study6)

(a)長期的な目標を社会的に適切(公正, 正直)な方法で達成することについて考える

(b)長期的な目標を社会的に不適切な方法(不公正, 不正直)で達成することについて考える

(c)長期的目標と関係しないことを考えさせる

→(a)の条件で、被害者非難と被害者の性格の否定的な評価が最も強い

■ 平常時また否定的ライフイベントに直面した時に well-being の感覚維持を可能にする (Dalbert.1999,2001)

-well-being の観点からの検討は、個人差を用いた関連研究が多い

➤Dalbert(2002, Study 2,3)

・被験者に、怒りを喚起するような不正義な経験 or 幸福な経験 or 悲しい経験を想起 or 日々の活動をリストアップさせるという操作

・BJW 尺度得点の高い者は低い者よりも怒りが弱く(Study2), 自尊心が高い(Study3)という結果・・・但し、怒り喚起条件でのみ

→BJW 尺度得点の高低と、想起した内容に交絡が存在する危険性はあるものの、BJW に新しい機能が存在する可能性を指摘した点で重要

Alternative Strategies for maintaining a Belief in a Just World

■ 1980 年以前の研究では、BJW 維持方略として主に被害者非難に主に着目し、それほどではないものの不正の被害者に対する補償、援助に着目。これに対し、1980 以降は被害者非難が中心。

-そのような中でも、他の方略を探索した研究が存在。

■ Strategies for coping with threats to the need to believe in a just world

➤Lerner (1980)は、BJW 維持のための 9 つの主な方略を提案

・2 つの合理的方略: 予防(prevention)と弁償(restitution)

*不正義の存在を認めていると言う意味で理性的

*限界を認めること、誰をいつ助けるかの優先順位をつけることも含む

・4 つの不合理な方略: 拒否-撤退, 原因の再解釈(被害者非難を含む), 性格の再解釈(被害者の性格の否定的な評価), 結果の再評価

・2 つの防衛的方略: 究極の正義(長期的には正義が実現するという発想), 世界の分化(被害者が生きる不正義な世界と、自分が生きる正義の世界)

・最後から 2 番目(penultimate)の方略³: 公正世界を信じていないフリ

■ Reactions to victims

○回避(avoidance)

➤Pancer(1988):被害者に対する回避反応(被害者の情報が呈示される募金テーブルからの距離)

-行動指標で回避を測定したため、社会規範の影響を受けにくい

➤Doubt & Gaertner (1994), Hafer (2000b):

-心的回避(Psychological Distancing)の検討

...自分に同じ被害が降りかからないと思える、被害者のことについて考える必要性を低減できる

³ 本当に信じないのが最後の方略になるので、これが最後から 2 番目、という扱いになるのだと思われる。

-BJW に脅威を与える人物と与えない人物では、前者のほうがより自分と似ていないと評価される *但し、BJW 尺度の個人差による調節が見られず

-Hafer (2000a, Study2):正義への脅威の潜在指標を用いた研究で、被害者が脅威を与える程度と心的距離が正に相関することを見出す

○結果の再解釈(reinterpretation of outcome)

・結果の再解釈のうち、被害者の苦痛や被害の深刻さの軽視については、それが他者にふりかかった不正義に直面した場合に、BJW 維持方略として機能するという経験的証拠がない…今後の研究が必要

・より subtle な結果の再解釈

➤Kay & Jost (2003):システム正当化理論についての研究

・相補性の成り立つ社会がより正当な社会的システムと認知される

→成り立たない状況の呈示は正義への関心を喚起し、社会システムの正当性への脅威を生じさせる

→BJW 欲求への脅威に対処するため、不正義な状況の相補的な側面の探索・認知に人が動機づけられる可能性(著者の推察)“バランス化戦略”…minimization よりは歪曲の程度が少なく、より日常的に生じうるかもしれない

■Protective Strategies: Ultimate Justice

-防衛的方略は、理論における重要さにも関わらず、不合理な方略と比較してごくわずかな注意しか払われていない

-防衛的方法は、不正の存在を認めながら BJW を維持できるという点でより成熟した方法

➤Maes の一連の研究(Maes & Kals, 2002 など)

-究極の正義の発想が BJW への欲求への脅威を低減させるのに役立つ

-2 つの正義 Ultimate justice(長期的視点での正義)と Immanent justice(結果に内在する正義)→前者は将来の解決や予防といった反応と関連、後者は被害者非難に関連

*相関研究ではあるものの、不正義に対処するために意識的にどのような思考を行っているか示している点で有意義

■Reaction to Perpetrators

-ここまでは被害者に対する反応に着目してきたが、BJW 維持方略は加害者を対象としても生じるもの…しかし、1980 年以降の研究ではあまり検討されていない

-BJW 尺度得点と加害者に対する否定的反応は一貫して正の相関

…BJW を測定していることよりも、それが特定の思想的変数を反映しているため?(著者の解釈)

-Ellard et al(2002):もとの理論にない、加害者関連の BJW 維持方略“demonizing”を提唱

-demonizing:加害者を“evil(邪悪)”とラベル付けすること

・不正が余りに極悪で、被害の回復も、認知的再解釈も不能な場合に生じる

…当該不正を、世界の通常の有り様では説明不能な稀な事象と解釈することを可能に

-実際、BJW 尺度得点の高いものほど、極悪な行為を行って良心の呵責を感じていないターゲットを

「邪悪」と記述する傾向が強い

-Lodewijkx et al(2001) 通常の BJW 維持方略が適用できないような不正に対しては、“senseless”というラベル付けが行われる・・・説明不可能な普通でない出来事、と現実から切り離す

■ Predictors of different strategies

•BJW 維持方略は複数あるので、いつ、また誰に各方略が好まれるかということも問題。

...初期の理論や研究で言及されているものの、検討は少ない

...どういう状況でどの方略が用いられやすいかがわからないと、明確な予測が立てられない

-公正世界理論を支持する結果が一部の指標でしか見られないというのは、このことを部分的に反映しているかもしれない。好みがばらついているようだと、効果を検出できない恐れも。

•1980 年以降にこの問題にアプローチした研究

➤Karuza & Carey(1984)

-行動の非難と性格の非難を区別。行動の非難が不可能でない限り、人は行動の非難を好むと予測

...行動は、出来事より近接的・直接的説明を与えるものであるため、BJW の維持について優れている

-行動を非難した場合のほうが性格を非難した場合よりも、BJW 得点が高い

➤Hafer(2002b)

-抑圧(repression)傾向の強い者が、被害を肯定的な観点から捉える形の反応をより強く示す傾向にあると主張

■ Co-occurrence of strategies

•方略が複数あるということは、その相対的選好だけでなく、それらが相互排他的なのか共生起しうるのかという点も検討課題となる

...しかし、2 つ以上の方略を取り上げた研究の多くで、この問題は注意を払われていない

•この点について検討した研究

➤Correia et al.(2001)

-被害者への反応の複数の指標間に相関

e.g. 苦痛の認知の少なさと回避の強さ、叱責の強さ、被害者の否定的人格評価等

→相関する方略は共生起する可能性⁴

➤Skarlicki et al.(1998)

-一時的解雇(layoff)の偽の記事を手続き的公正さの程度を操作して提示。そのうえで公正さの認知、反撃としての当該企業商品の不買意図、被害者の認知を測定

-より公正な解雇は、より公正だと認知されていた。しかし、被害者を非難した者ではこの関係が消失
...被害者非難で公正さの感覚を回復している

-被害者非難と不買行動意図は負に相関。公正さの操作による調節はなし。

→被害者非難や無実の苦痛の肯定的側面を見るといった維持方略が不正義な状態を正当化す

⁴ 個人間データの相関だけでこう言うのはかなり乱暴な気も・・・

る効果を持ち、社会変化を起こす活動に参加する傾向を低減するよう作用する可能性を示唆

The Injustice of Innocent Suffering

■近年の研究の想定:無実の苦しみが不正義と関連し、その不正義の感覚が Lerner (1980)が提案した BJV 防衛反応を生じさせる

・当該想定は理論の中核だが、直接の検証は困難

-BJV への欲求, BJV は潜在的だとすると、不正が存在するときの内的状態を正確に自己報告することは常に可能ではない

-社会的望ましさの問題:被害者の存在によって脅かされている、と言うのは憚られる

-言語報告することで合理化プロセスが状況の知覚を変えてしまうかもしれず、それゆえ報告内容が被験者の初期の反応を繁栄しない

⇒自己報告による直接的検証は困難

■間接的手法を用いた検証

・Hafer (2000a): 修正スループ課題を用いた検討

①高脅威・低脅威の被害者のビデオ視聴→②正義関連語と無関連語を閾下提示するスループ課題

→高脅威条件で正義関連語による干渉の度合いが大きい

→高脅威条件で、正義関連語の干渉の度合いと、被害者との心的距離の大きさ、被害者の性格の否定的評価の度合いが正の関連

・Hafer(2002c,Study2)

→正義関連語による干渉の程度は、BJV 尺度得点の高い者>低い者。ただし、脅威の操作との交互作用はなし。

・Kay & Jost (2003, Study3,4) *公正世界理論研究ではなく、システム正統化に関する研究

-非相補的ステレオタイプ(貧しく不幸)=公正さへの脅威→正義関連語の処理に反映される

→語彙判断課題において、非相補的ステレオタイプ条件で正義関連語の反応潜時が短い。中性語ではそのような促進効果見られず。

・Wyer et al.(1985)

-プライミングと脅威操作を組み合わせた BJV 関連反応の検討

-脅威プライミング+無実の苦しみが最大の条件で、被害者の責任判断の判断、加害者の罰の判断が最も強い

・Correia & Vala (2003, Study2)

-教育への投資が報われる vs.報われないという情報の提示→HIV 被害者(責任や苦痛の持続度も操作)の判断

→報われない条件(脅威条件)で、被害者(責任なし、苦痛継続)の性格の判断が否定的。

*この節で取り上げたような効果の正確な意味を立証するには、更なる研究が必要。

e.g.反応潜時についての結果の根底にある感情についての想定は詳細な検討が必要

*しかしながら、これら課題は、将来の公正世界理論の研究に重要な方法論を提供するもの。

Reactions to One's Own Outcomes

- 公正世界理論は他者の被害への反応という文脈の中で検討されてきた。しかしながら、当該理論は他者への反応のみに着目しているわけではなく、自己にふりかかる不正義への反応も扱うもの。
- ・自己の被害についての反応は、BJW 個人差尺度を用いた関連研究が多い
- ・少ない例外 Hagedoorn et al.(2002)
 - BJW への欲求は状況の公正な要素を探すよう動機付ける。もし1つでも公正な要素があれば、人はそれを利用して状況を正当化する。その結果、知覚された不正義や怒り、変革の意図が弱くなる
 - ・・・課題に取り組んで報酬を分配される状況で支持する結果を得る
- 被害に遭うのが自分か他人かという点は、方略の適用可能性を調節する変数となりうる
 - 物理的な距離を置くという方略(distancing)は使用不可能
 - 自己評価維持や非難の回避といった競合する動機を考えれば、叱責や非難の方略も使用され難いだろう
- ⇒今後、BJW への欲求が自己および他人の不公正な取り扱いに対する反応に果たす役割をより広く検討することが必要

The Need to Believe in a Just World and Reactions to Unjust Benefit

- 公正世界理論の中核は不正義一般。ゆえに、不公平な被害だけでなく、不公平な利益も BJW に脅威を与えると考える...しかし、この問題はほとんど注意を払われていない
- ・Ellard & Bates (1990): 自己の不公正な利益に対する反応
 - 管理者役(有利)と労働者役がある実験課題で、管理者と労働者を交互にやる(公正)条件 or 管理者のみをやる(不公正)条件に被験者を割り当て(Study1)
 - 後者の条件で性格の自己評価がより肯定的。また、自己の運命の認知と性格の自己評価が正に相関
 - 不公正条件での BJW 尺度得点高者と低者の比較(Study2)
 - 前者は後者よりも性格の自己評価が肯定的。また、Study1 動揺自分の運命の認知と性格の自己評価が正に相関
- ⇒自分が受けた幸運とつりあうように、自分の性格の評価を肯定的に歪めている

Other Phenomena Explained by Just-World Theory

- 公正世界理論は広い視野を持ち、公正な世界を信じる欲求が多様な社会的関係・行動に応用できると考える
- ・1980年以降のいくつかの研究が、元の理論では対象とされていなかった現象に理論を拡張している
 - Dion & Dion (1987): 身体的魅力を他の望ましい特性・成果と関連付ける傾向
 - 身体的魅力を結果だと考えた場合、ターゲットがそれにふさわしい他の望ましい特性を持った人物だと考えてしまう
 - BJW 尺度得点が高い者は、魅力的な男性が魅力的でない男性よりも望ましい性格をしていると評価。しかし、女性ターゲットにはこのような効果は得られず
 - Ellard & Bates (1990):
 - 地位一般化効果(status generalization effect): 社会的地位の高い人が弱い人よりも、より力があると

判断される効果(社会的地位の元になるものが力と関係ない場合でも)
→不公正な力の階級制度の下で公正さの感覚を修復する機能を果たす

Future Challenges(p152)

■ここでは、構成世界理論が内包する曖昧さに関連する根源的な問いを概説し、以前は見過ごされてきた問題を低減し、当該理論と社会正義研究のほかの領域との関連を指摘する

What Constitutes a Threat to the Need to Believe in a Just World?

■前述の通り、研究者が構成世界理論に基づいているにもかかわらず、研究者間で似たような操作が異なる概念化をされている

e.g.「被害者が加害者を挑発したか否か」は「不正義の存在の有無」の操作か「被害者非難の適切性の操作か」?

→どのような場合に、被害者非難は公正な世界を信じる欲求の脅威とならないのか?

…現在までの非系統的な研究では、この点が認識されていない。

■また、複数の実験で用いられた刺激が明確な不正義の要素を含んでいないという問題も既に指摘

・公正世界仮説に与えられた理論的根拠に適合しない、という非難が可能

・一方で、その様な知見の存在は、重要な問題を提起

“BJW 欲求の惹起には、現在の状況が不正義である必要があるのか、それとも単に不正義の可能性が存在するだけでよいのか?”

→もし後者が真である場合、状況が不正義の可能性を含むか否かをどのようにして知ることができるのか、という点も問題

⇒正義が状況に関連する問題と認識される境界条件を探る研究が有用

What is the Temporal Relation of Responses to Just-World Threats ?

■様々な BJW 維持のメカニズムが互いに関連しているかの考慮から生まれる問い

-方略の共生起についての問い(既述)

-被害者に対する反応の順番(Lerner & Miller, 1978)...しかし、直接検証されていない

➢Lerner (1980)の仮説

-同情 or 否定的感情反応→実際の修復行動 or 回避 or 認知的修復(状況の制約により)

➢他の可能性

-原始的、自動的、防衛的反応(+否定的感情反応)→より熟考的处理の手がかりが与えられた場合に、より思慮的な反応

→この種の反応の流れを検討している理論・方法論がこの問題についての研究の良い指針となるだろう

■反動的な対処メカニズムが、時間を経てより一般的な信念システムに変化していくかも将来の課題。

・特定の不正に被害者非難で反応することを繰り返す→ほとんどの結果は、その個人の行動や性格に

よりもたらされるという認知的バイアスを最終的に形成

- ・特定の不公正に援助や補償の提供で反応→他者を援助することを中心に人生を組織化
→繰り返された結果, もはや脅威時でなくともその信念が作用するようになる

■子どもの BJW が大人版の BJW に変化していく発達経路

- ・大人の BJW はより潜在的で, 究極の正義の信奉や多元的世界観を具体化している
→青年期を通してどのように変化していくかは公正世界理論の中により明確に特定されるべき

What is the Role of Individual Differences in a Belief in a Just World in Just-World Theory?

■著者らの BJW 個人差尺度に対する見方

(a)BJW 尺度は BJW 欲求を直接測定していない

(b)公正な世界を信じる欲求もそこから派生する特定の形の信念もしばしば潜在的で, BJW 尺度はそれらの良い指標ではない

→では, 構成世界理論と BJW の個人差尺度はどのように関連づけられるのか?

■BJW 尺度得点は部分的に, 特定の BJW 維持の方法(不正義の動機付けられた否定)を反映していると思われる

- ・BJW 尺度で高得点の者→被害者非難・嫌悪をよく示す

...援助や補償が現実的ではないときに, 認知的な歪曲化がそれら人々の選ぶ方略

- ・BJW 尺度で低い得点の者は, 顕在的には不正義を受け入れつつ, 潜在的レベルで BJW を維持する様な方略をおそらく持っている(Kay & Jost, 2003)

■脅威が少ない状況で, BJW 尺度が不正義の防衛反応として発展した特定の信念システムを測定

→BJW 尺度高得点者は, 自動的かつ非防衛的にそのような信念を適用している

- ・それゆえ, 脅威が強かろうが弱かろうが, 存在しようが存在しまいが, 個人差変数と被害者への反応の関連が見られる

- ・実験研究で個人差変数と操作の交互作用は不安定にしか得られず, 一方で相関研究で被害者への否定的反応と個人差変数の関連が一環しているという研究の現状を説明可能。

- ・多くの実験研究で, BJW 尺度得点の主効果しか得られないことも, BJW 尺度高得点者が不正義関連脅威の有無にかかわらず被害者への特定の反応を示すことを示唆

⇒BJW 尺度は公正世界を信じる欲求の測定には不適切だが, その欲求への脅威に対処するために形成した顕在的信念の指標としては有用

■BJW は, どの程度根底にある BJW 欲求によるもので, どの程度他の認知的・動機的要因に影響されるか?

- ・先述のように, 筆者らは公正世界を信じる欲求が, BJW の1つの源でしかないと考えている

→しかし, 他の源がある可能性は時に認められ, 詳述されているにもかかわらず, 曖昧にされている。

→この曖昧さが, 公正世界を信じる欲求と BJW が常には区別されないことの原因となっていると思われる

- BJW 個人差尺度得点(特に被害者非難関連)は、様々な思想、性格の変数と関連
 - ...保守主義, 権威主義, プロテスタントの労働倫理観, 内的統制
 - ...関連はしても別概念だという合意はあるが、この重なりは BJW への影響過程が複数存在し、それらのいくつかは関連する個人差変数に共通することを示唆しているのかもしれない。

■BJW の複数の起源, および反証(不正義)が存在する状況で BJW を維持しようとする複数の動機を研究することの重要さは認める。但し、公正世界理論の中核概念を検証, 改善, 詳述することから注意を逸らしてはならない。

- 今後、後者を検討するにあたっては、BJW 個人差研究の役割は今ほど中心的でなくなる必要がある。
- 根底にある公正世界への欲求の性質と現れよう、またその欲求がどのような条件でどのような信念、持続的な信念、急性的な反応等に結びつくのかにより強く焦点化する必要がある。

■それゆえ、公正世界過程について証拠を集める他の手段を見出すことは将来の課題。

- 慎重にデザインされた実験パラダイム(既に述べたものと類似したような)が出発点
- 反応潜時のような、より subtle な指標や潜在的な社会認知や潜在的動機研究から応用される手法は、実験手法を改良させる e.g. 単語完成課題, 投影法など

How Should the Emotional Assumptions of Just-World Theory Be Tested?

■公正世界理論の感情についての前提:不正義は感情的に刺激的で、その感情状態が BJW 維持反応を引き起こす...理論, 研究の重要な部分ながら直接に検証されていない。

•Lerner(1971)による間接的な支持

- 無実の被害者は、本当に苦しんでいると思われるときには非難されるが、ロールプレイであると分かっているときには非難されない→ターゲットが感情を喚起しない場合、BJW 防衛が生じない

■近年、自己報告の感情指標を使用する研究が複数存在

•しかし、自己報告の感情指標には問題がある

- 報告される感情は、すでに BJW 維持方略の影響を受けて変化している可能性がある
- 公正世界を信じる欲求は潜在的であるとすれば、脅威に直面したときの感情の詳細な報告は困難
 - より繊細な指標や、生理学的な測定法が必要

■生理指標, 繊細な指標を用いた関連研究

•皮膚電位

➢Lerner (1980 pp.76-77) *研究そのものは unpublished

- 現実だと思われた被害者の存在が、皮膚導通反応を高める。また、皮膚導通反応が被害者非難と関連

*そのほかの生理指標と脅威についての研究も、将来の検討に役立つだろう

*ただし、ストレスが存在する状況での複数の指標間の複雑な相互関係は考慮しておく必要あり

- 異なる状況での生理的覚醒の意味を明確にするには、複数のタイプの指標を使用せねばならない (Tomaka et al., 1997)

・誤帰属パラダイム

➤Thornton (1984)

- 本当の被害者によって書かれたというカバーストーリーのレイプに関する文章を提示
 - 否定的な感情的覚醒を実験への参加という新規な経験によるもの、と誤帰属させる条件では、被害者の責任判断が低下(Study 1)
 - 自己注目をさせる条件では、被害者の責任判断が増大(Study 2)
- ⇒防衛的被害者非難に否定的な覚醒が必要であることを示唆

・認知的不協和

- 不正義が覚醒を高めるなら、一般的学習や動機の領域で立証された覚醒の効果を生じさせる筈...例えば、不正義そのものとは関係なくとも、優勢反応の促進が生じるかもしれない。

➤Cottrel & Wack (1967)

- 期待していた実験参加のクレジットを与える/与えないという方法で不協和を操作(資源配分の不正の操作ともみなせる)
 - その後の課題で、不協和条件では優勢反応の促進と非優勢反応の抑制が生じた

■将来の研究では、公正世界信奉欲求によって生じる反応に、感情的な関与と否定的な覚醒が必要かを検討することが必要→しかし、この問題は複雑

- ・前述のように、1980年以降の複数の研究で、公正・不公正という点が曖昧な刺激が使用されている
 - そのような実験では正義関連の覚醒が果たす役割は不明確
 - ...信念防衛欲求を反映した動機付けられた反応か、より冷静な公正世界スキーマの適用か？
 - ...公正世界スキーマは最初は公正世界信奉欲求により発達する。そのため、脅威が無い状況(スキーマを適用している可能性の高い場合)でも、ある水準では公正世界理論が提唱するプロセスにより反応が導かれるかもしれない
- ・影響の弱い刺激を用いている研究にも、上記議論が当てはまる
- ・不公正への対処を通してより一般的な信念システムが形成される、という議論はさらに問題を複雑にする...一度信念システムが固定してしまうと、それは感情的覚醒の無い状況でも反応を導く

■公正世界理論の感情についての前提について、間接的に関連している研究はあるものの、直接その前提を検証、改善、改変するためにデザインされた研究は無い。つまり、より直接で明確な証拠は示されていない。

Just-World Theory and Other Approaches to Social Justice

■ここでは、公正世界理論と他の社会的正義に関する理論の共通点と差異について、3つの点から比較

Is the desire for justice reducible to other motives?

■公正世界理論の立場

- ・正義への動機は基本的動機で、還元不可能、正義の動機は内発的な発達の力から生じる
 - 他のほとんどの正義に関する社会心理学的理論が還元主義の立場をとると対照的

- 衡平理論(Walster et al., 1978), Walker の手続き的公正の理論(Walker, 1978): 自己利益の最大化
- 手続き的公正の集団価値と関係性モデル(Tyler & Lind, 1992): 肯定的な成員性, 肯定的集団自尊心の獲得
- van den Bos & Lind (2002): 不確実性の低減
- Skitka (2002): 個人的アイデンティティーの肯定

■ 正義への関心の根底にある動機の存在とその同定は近い将来も研究課題であり続けるだろう

- 他の動機が目立っている研究で, 研究者が考えていた通りに正義への関心が本当に検討されているのか?
 - 既に論じたとおり, 公正世界信奉の欲求を検討したつもの研究で, 正義への動機が操作されていないことがある。
 - 対照的に, 正義の動機を他の動機と混同していることもある。
 - 対照的な行動(同情と非難)が双方とも, また一見自己利益追求や不公正に見える行動も, 正義への関心を隠しているかもしれない。
- van den Bos(2001)の再解釈
 - 被験者を資源配分課題を行う状況に置くか, そうすることを想像させる。その上で, 配分に関する公正・不公正の操作を行う。その後, 不確実さを感じた経験もしくはそれと無関連な経験を書かせる
 - 不確実さを喚起した条件で, 手続き的公正の感情に対する影響が大きい
 - van den Bos らは“公正さの判断は人生の重要なライフイベントや問題を管理する機会を与えるため, 重要である”と結論
 - ⇒ しかし, 不確実さの操作は, 資源配分に関する公正さに関しての, 特定の不確実さを喚起していたのかもしれない...公正さが関係ない状況で曖昧さを喚起しても, 同様の効果は得られないかもしれない。
- van den Bos & Miedema (2000)の再解釈
 - mortality salience操作⁵を受ける条件では, 手続き的公正の操作の影響が大きい
 - “個人の死にかかわる不確実性が公正さの重要度を高めた”
 - ⇒ これも上記研究と同様, 資源配分の公正さについての特定の不確実性を操作していたのかもしれない。
 - ⇒ あるいは mortality salience 操作はより直接的な, 正義の不確実さに対する操作かもしれない。
 - 多くの人は自分が死もしくは死のプロセスを経験などという目に遭うのにふさわしくないとっており, それゆえ自分の死を不公正だと考える
 - 死の思考は, 自分の存在が長期的に見れば不公平だということの手がかりとなる
 - このため, mortality salience 操作条件で被験者は公正さの存在を疑問に思い, 公正さに関する情報により注意し, それに影響されたのかもしれない。

■ 上記の van den Bos & Miedema (2000)の解釈は, 正義への動機が存在脅威管理理論にどのように取

⁵ 存在脅威管理理論(terror management theory)に基づく研究で使用される操作。自己の死について考えさせる, 死関連単語を関下プライムする等の方法がある。

り入れられるかについて示唆を与える

- ・存在脅威管理理論に基づく研究のいくつかは、死が公正な世界を信じる欲求に与える脅威によって生じるものかもしれない。

⇒Lerner (1997), Pyszczynski et al.(1997)は、BJW が死の恐怖に対する緩衝装置として機能すると議論

- ・文化的世界観の防衛は、世界の公正さや、集団の正義規範が支持されることを確認する意図を反映しているのかもしれない。
- ・Ben-Ari & Mikulincer(1999):MS 操作によって、一部の人間で危険な行動(危険運転)が強まる
→個人的に有意味な危険行為を通して自分たちの死への非脆弱性を示し、ある種の公正世界を防衛しているのだとみなすことが出来る。
→あるいは、ある潜在的レベルでは、死をふさわしいものにする(危険な行為を行うこと)で、公正の感覚を修復しているのかもしれない。

■将来の研究では、異なった概念化をされている正義概念を(後回し)

Is what is just the same as what is deserved?

■公正世界理論は正義とふさわしさ(deservingness)を同一視

- ・公正な世界とは、人がその人にふさわしいものを手に入れる世界である(Lerner, 1980)
-この点については衡平理論や相対的損失理論(relative deprivation theory; Crosby,1982)と類似
- ・しかしながら、全ての社会的正義についての研究者が正義とふさわしさの原理を密接に関連付けているわけではない

■将来の社会正義研究の重要な課題は、正義関連概念の相違と類似を検証すること

- ・正義(justice)とふさわしさ(deserving), さらに fairness(公正), entitlement(資格), equity(衡平)など
- ・正義をふさわしさに還元することは、特定の正義概念の統合可能性の基盤を示唆
- ・社会正義研究では、分配の正義と手続きの正義が明確に区別されてきた。しかし、
➢Heuer et al.(1999), Sunshine & Heuer (2002)
-手続き的正義のうち、敬意のある取り扱い(respectful treatment)は、一部、それがふさわしいと認知される範囲で公正だと認知される
-意見を言う機会(手続き的正義の他の要素)についても同様の議論が可能(意見を述べるのにふさわしい)
⇒このような見方は、手続き的公正に関する理論の見方(deservingness をあまり考慮していない)とは異なる
- ・Heuer らの研究は、分配の正義と手続きの正義の違いが、現在思われているほど大きくないことを示唆
-「ふさわしいものを得る」ことを信じる欲求が最終的に得る結果同様、受ける扱いや手続きのルールにも拡張されるのでれば、公正世界理論の視野はより広い。
-公正世界理論の研究者は、この前提を暗黙に受け入れているようである
→当該理論の研究では、手続きと分配を区別していないから

...両者とも「ふさわしくない」ことを反映していると想定することが出来る(勿論、両者が他の点で区別できることを否定するものではない)

■この節では、正義と公正世界理論の提唱するふさわしさの概念との密接な関連からもたらされる示唆について議論。

- ・しかし、将来の研究は2つの概念のより明確な区別を明らかにするかもしれない。
- ・正義とふさわしさが同義でないということは、ふさわしさを基礎に説明される現象と、他の正義の理論で説明される現象に境界が存在するが存在することを示唆

What is the role of defensive processes in justice-related phenomena?

■公正世界理論とその他の社会正義についての理論の異なる違い:防衛過程への注目

- ・当該理論では、心理的合理化や世界観の構築に注目
 - ↳その他の社会正義の理論では冷たい認知過程やより非防衛的な動機を好み、防衛的な反応は等閑視
- ・正義関連思考・行動に及ぼす感情の役割は概して見過ごされてきている

■数少ない例外、感情を検討した研究;Darleyらの研究

➤Carlsmith et al.(2002), Darley et al., (2000)

-一般の人々の攻撃者を罰する事の主な目的は、報いへの願望(desire for retribution)

➤Darley & Pittman(2003)

- 報いへの願望は、道徳的憤怒(moral outrage)として経験される強い感情が関連する可能性を指摘
- ⇒これら一般の人々の加害者への罰についての考え方は、感情の役割を重視しない視点とそぐわない。
- ・報いへの欲求が公正世界信念防衛の欲求から生じるかどうかは、将来の検討を待つ必要
 - 先述の通り、いくつかの研究で加害者への罰が BJW 修復方略として検討されているが、全体的に見れば検討されないままになっている。

■BJW の、人は根本的に公正さの感覚を維持することに動機付けられているのだ、という前提の貢献

- ・より防衛的でも感情的でもないアプローチへの貢献;特定の正義関連現象の説明を補助
 - Hagedoorn et al.(2002)の、状況に公正な要素が1つでもあれば、その状況に相対的に肯定的に反応してしまうという知見
- ・また、差別のターゲットが不正の経験を控えめに報告するという傾向も説明できるかもしれない
 - 認知的な説明はすでにあるが、公正世界理論は動機的な説明を提供するかもしれない。
- ・さらに、システム正統化を説明する理論を補完するかもしれない。
 - 公正世界信奉の欲求は、システム正統化の動機的先行要因かもしれない。
 - Jost et al.(2004) 将来の研究は、異なる動機から生じる正統化の様態を示すであろうことを示唆
 - ...そのような試みにあたっては、正しい(just)と正統である(legitimate)の区別を行うことが有用かもしれない

■さらに、公正世界理論は、社会正義研究者が提唱した動機や信念が、相対的に潜在的であるという可

能性を考慮する必要性を示唆

- 仮にそうであるとしたら, 課題は, 自己報告の測度以外でそれら概念を測定する方法を見出すこと。
- 他の領域で盛んな潜在的な心理についての理論や手法は, 社会正義研究では影響力を持っていない

Summary

略。